

高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則の改正概要について

令和6年5月28日
高知県健康政策部保健政策課

1 主な変更点

令和6年3月5日付け厚生労働省告示第57号により、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の一部が改正されたことに伴い、高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則(昭和24年高知県規則第41号)で定める手数料の額の一部を下記のとおり改正することになりました。

また、平成26年4月1日から、金額を「内税方式」から「外税方式」へと変更しています。実際に納付する額は、改正後の税抜価格に消費税及び地方消費税の額を加算した額(10円未満切捨て)です。参考に、10%の場合の金額を下記(右端)に表示しています。

2 施行期日

令和6年6月1日

項目	種別	金額 (改定前)		金額 (改定後)税抜価格		金額 (参考)税込価格(10%)	
1 生物学的試験検査料 診療報酬の算定方法 (平成20年3月厚生労働省告示第59号)の別表第1医科診療報酬点数表により算定した額に0.8を乗じて得た額以内で知事が定める額 (高知県衛生試験等手数料等徴収条例(昭和39年高知県条例第40号)別表第1)	細菌の顕微鏡検査	1件につき	470	490	530		
		1件につき	440	440	480		
	細菌培養検査	(知事が防疫上必要があると認める場合 にあっては、1件につき220円)		(知事が防疫上必要があると認める 場合にあつては、1 件につき220円)	(知事が防疫上必 要があると認める 場合にあつては、1 件につき240円)		
	抗酸菌薬剤感受性検査(培地数は、無関係で、4薬剤以上)	1件につき	2,910	2,910	3,200		
	細菌薬剤感受性検査	1菌種	1件につき	1,310	1,350	1,480	
		2菌種	1件につき	1,680	1,750	1,920	
		3菌種以上	1件につき	2,110	2,260	2,480	
	細菌同定検査	口腔(こう)、気道又は呼吸器からの検体	1件につき	1,240	1,310	1,440	
		消化管からの検体	1件につき	1,390	1,460	1,600	
		泌尿器又は生殖器からの検体	1件につき	1,310	1,390	1,520	
		血液又は穿(せん)刺液	1件につき	1,600	1,640	1,800	
		その他の部位からの検体	1件につき	1,240	1,310	1,440	
	TPHA反応検査	定性検査	1件につき	230	230	250	
		定量検査	1件につき	390	390	420	
	FTA-ABS試験(蛍光抗体法による。)	1件につき	980	980	1,070		
	ウイルスの血清反応検査	1件につき	580	580	630		
	その他の血清学的反応検査	1件につき	190	190	200		